

# ヒュペレイデース新断片

柏 達己  
佐藤 昇

## 1. はじめに

本稿は、アッティカ十大弁論家の一人ヒュペレイデースの新断片について、試訳を披瀝し、同史料を簡略ながら紹介するものである。この新断片は、いわゆる「アルキメーデース・パリンプセスト」から復元された<sup>1</sup>。パリンプセストとは、西洋中世の羊皮紙写本のうち、別の本に再利用されたものを指す。冊子状に綴じられた本を一度バラバラにし、文字が書かれている表面を削り落とし（ただし、痕跡がわずかに残る）、その上に新たな文字を記して、再び冊子状に綴じて利用していた<sup>2</sup>。いわゆる「アルキメーデース・パリンプセスト」は、アルキメーデース写本をはじめ、本来複数の綴本であったものが、13世紀初めに、1冊の典礼書 *euchologion* に転用されたものである。

「アルキメーデース・パリンプセスト」の存在は、20世紀初頭、J. L. Heiberg の発見により学界に知られることとなった。彼は、当時コンスタンティノーブルに保管されていたあるパリンプセストの元の文面に、従来知られていなかったアルキメーデースの著作が含まれていることを突き止めたのである。Heiberg は 1906 年と 1908 年の 2 度にわたり、現地でパリンプセストを解読し、その成果は彼が校訂した『アルキメーデース全集』に結実した<sup>3</sup>。しかし、Heiberg による解読後、パリンプセストは忽然と姿を消した。古美術商 S. Guerson の手を介しフランスに渡ったとされているが、詳しい経緯については不明な点も多い。ところが 1998 年、ニューヨークで催されたオークションにこのパリンプセストが出品され、それをアメリカのある人物（名前は公表されていない）が落札した。落札者は保存修復と解読のため、パリンプセストをボルティモアのウォルターズ美

---

※ 本稿では、「アルキメーデース・パリンプセスト」およびヒュペレイデース新断片に関わる文献に限り、著者名・出版年で表記し、末尾の文献目録で書誌情報を挙げることとする。欧文雑誌略号については、*L'année philologique* に従った。なお、柏は本稿執筆に際し、日本学術振興会・特別研究員奨励費（14J10624）の助成を受けた。同じく、佐藤は本研究に対して科研費（15H01888）の助成を受けた。

<sup>1</sup> 「アルキメーデース・パリンプセスト」については、Netz et al. (eds.) 2011 が最も詳細であり、以下の記述もそれに多くを負う。より一般向けに解説したものととして、ネット・ノエル 2008 もある。また、ウェブサイト The Archimedes Palimpsest (<http://archimedespalimpsest.org>, 2016.1.12 確認) では、パリンプセストの写真を閲覧できると同時に、解読プロジェクトの概略を知ることができる。特にヒュペレイデースに関しては、同サイトの Palimpsest>Scholarship>Hyperides Manuscript とリンクを辿ると、関連情報を閲覧できる。

<sup>2</sup> 中世の写本については、邦語で読める、ある程度詳細な入門書として、L. D.レイノルズ・N. G. ウィルソン（西村賀子・吉武純夫訳）『古典の継承者たち——ギリシア・ラテン語テキストの伝承にみる文化史』国文社、1996年がある。特に「アルキメーデース・パリンプセスト」の作製については、A. Quandt, 'The Making of the Euchologion', in Netz et al. (eds.) 2011: 1. 81-95 を、同パリンプセストのパリンプセスト研究全体における位置づけについては、N. Tchernetska & N. Wilson, 'The Palimpsest in Context', in Netz et al. (eds.) 2011: 1. 243-265 をそれぞれ参照。

<sup>3</sup> J. L. Heiberg, *Archimedis opera omnia cum commentariis Eutocii*, 2nd ed., 3 vols., Leipzig, 1910-15.

術館に預けるとともに、必要な資金を提供した。こうして、テキスト復元のためのプロジェクトが始動したのである<sup>4</sup>。

そもそも、パリンプセストに最初に記されていた文字は、再利用時に削られ、別の文字が上書きされているために、判読が容易ではない。その上「アルキメーデース・パリンプセスト」の場合は、20世紀初頭に Heiberg が調査した時と比べても、写本そのものが深刻に劣化していた。テキストの復元が可能となったのは、古典文献学者の貢献もさることながら、最新の科学技術によるところも大きい。解読作業の結果明らかになったことは、パリンプセストには、アリストテレス『カテゴリー論』注釈など、アルキメーデース以外の著作の写本も利用されているということであった。本稿で扱うヒュペレイデースの2本の弁論『ディオーンダースに対する反論』『ティーマンドロスに対して』の断片もその1つであり、N. Tchernetska をはじめとする研究チームによって、2005年から2008年にかけて最初の校訂版が公刊された<sup>5</sup>。いずれもこれまで後代のわずかな言及を除きテキストの存在が知られておらず、古典期アテナイの政治、社会、法制度などに新たな知見をもたらすと同時に<sup>6</sup>、ヒュペレイデースの写本がたとえ限定的ではあれ、少なくとも中世のある時点まで伝承されていたことを示す、初めての確実な証拠となるものである<sup>7</sup>。

パリンプセストの元となったヒュペレイデース写本は、おそらく11世紀頃、コンスタンティノーブルにおいてつくられ、再利用する際に2つに切断された。現存部分はパリンプセストの10葉 folio、つまり元写本の5葉分に相当し、現在この5葉について、元写本における順序に従って Hypeo 1~5 の番号が付けられている。これとパリンプセストの葉との対応関係は、失われた(再利用されなかった)元写本の葉も含め、写本学的分析に基づいて、右図のように復元されている。この再構成が正しければ、元写本の Hypeo 4 と Hypeo 5 の間の散逸した2葉のいずれかの部分で、『ディオーンダースに対する反論』が終わり『ティーマンドロスに対して』が始まった、言い

Hypeo	パリンプセスト	テキスト
1r / 1v	137r+136v / 137v+136r	D
[元写本 1 葉散逸 (32 行 / 32 行)]		[D]
2r / 2v	145r+144v / 145v+144r	D
3r / 3v	176r+173v / 176v+173r	D
4r / 4v	175r+174v / 175v+174r	D
[元写本 1 葉散逸 (32 行 / 32 行)]		[D ~ T]
[元写本 1 葉散逸 (32 行 / 32 行)]		
5r / 5v	138r+135v / 138v+135r	T

r = recto v = verso

D = 『ディオーンダースに対する反論』

T = 『ティーマンドロスに対して』

<sup>4</sup> Heiberg による調査については、E. Petersen, 'Itinera Archimedeae: on Heiberg in Constantinople and Archimedes in Copenhagen', in Netz et al. (eds.) 2011: 1. 119-127 を、その後のパリンプセストの歴史については、J. Lowden, 'The Strange and Eventful History of the Archimedes Palimpsest', in Netz et al. (eds.) 2011: 1. 97-117 をそれぞれ参照。

<sup>5</sup> Tchernetska 2005; Tchernetska et al. 2007; Carey et al. 2008.

<sup>6</sup> *AntHung* 48 (2008) および *BICS* 52 (2009) には、ブダペストとロンドンで開催された国際学会の成果が収録されており、新断片が提起する諸問題の一端に触れることができる。

<sup>7</sup> 従来、ヒュペレイデースの弁論は、後代の言及や引用を除き、19世紀に発見された古代のパピルス断片からのみ知られており、中世以降の写本伝承は疑問視される傾向にあった (e.g. D. Whitehead, *Hypereides: the Forensic Speeches*, Oxford, 2000, pp. 2-3)。新断片発見を踏まえた写本伝承研究としては、Easterling 2008; Ucciardello 2009: 238-251 がある。

換えれば、新断片の現存部分は、前者については元の弁論の末尾部分、後者については冒頭部分であると推測できるだろう<sup>8</sup>。

本稿では、『ディオーンダースに対する反論』を佐藤が、『ティーマンドロスに対して』を柏がそれぞれ担当し、いずれも L. Horváth による最新の校訂版を底本とした<sup>9</sup>。訳出にあたってはその他の翻訳・注釈も参照し、読みが不確実な箇所や異読については適宜注記した。なお、従来新断片はパリンプセストの葉と行数によって参照されてきたが、底本において初めて節分けがなされており、今後後者が利用されることが予想される。本稿では、読者の便宜を図るため、本文中に Horváth による節番号を、欄外には対応するパリンプセストの葉の番号を示した。また、訳文中の亀甲括弧〔 〕は訳者による補いである。

(柏・佐藤)

## 2. ディオーンダースに対する反論

本弁論断片は、前4世紀末、アテナイの若き政治家ディオーンダースが、老練の政治家ヒュペレイデースに対して公訴を提起した際、被告人本人によって演説された弁論の一部である。提起された訴訟の種類は、違法提案に対する公訴<sup>10</sup>。前4世紀後半のアテナイ政界で中心的役割を担ったデーモステネースをアテナイ市民団が公的に称え、冠を授与するよう、ヒュペレイデースが提案したところ、この決議案が違法であるとして提訴されたのである<sup>11</sup>。

デーモステネースに対する顕彰決議案は、他の史料から知られている限り、3度提案されている。まず前340年、アリストニークスなる人物が提案したことが知られている (Dem. 18. 83, 223; [Plut.] *X Or.* 846A, 848D)。また前338年初め、マケドニア王国との一大決戦カイローネイアの戦いを前にして、大国テーバイとの同盟締結に功のあったデーモステネースを顕彰するよう、ヒュペレイデースとデーモステネースの従兄弟デーモメレースが提案している (どちらかが補足条項の追加を提案したのだろう)。そして終戦後の前336年には、クテシフォーンが知られている限り3度目の顕彰決議を提案した (この時の告発側弁論がアイスキネース3番、被告人側共同演説人の弁論がデーモステネース18番である)。本訴訟の対象となっているのは、このうちの2番目のものと考えることができる。

この時期、デーモステネースは反マケドニア政策を主唱して和平推進派と対立し、しばしば法廷を舞台として政治闘争を繰り広げていた。前343年、マケドニア王フィ

<sup>8</sup> ヒュペレイデースの元写本については、Carey et al. 2008: 1-2; Ucciardello 2009: 229-238; ‘Hyperides, Speeches’, in Netz et al. (eds.) 2011: 2. 51-55 を参照。

<sup>9</sup> Horváth 2014. 両断片の校訂資料付きギリシア語テキストと H. Machler による独訳の他、『ディオーンダースに対する反論』に関する詳細なイントロダクションと注釈が収録されている。

<sup>10</sup> 違法提案に対する公訴については、邦語では、橋場弦『アテナイ公職者弾劾制度の研究』東京大学出版会、1993年、227-252頁で詳細な議論が行われている。

<sup>11</sup> アテナイではポリスに貢献した市民及び外国人に対して、公的に顕彰する制度があった。この点については、日本では橋本資久が優れた研究を發表している。例えば「紀元前4世紀アテナイにおける対市民顕彰」『西洋古典学研究』47号 (1999年)、23-31頁; 「ヘレニズム時代初頭アテナイの顕彰制度の変容」『史学雑誌』115編10号 (2006年)、37-59頁など。

リッポスの和平を推進した政治家フィロクラテースがヒュペレイデースに告発され、亡命するに至ると、デーモステネースはこの機に乗じて政敵アイスキネースを告発し、被告人とフィリッポスの不適切に親密な関係を手厳しく糾弾するに及んだ。デーモステネース顕彰が決議されたときには、反対派からの告発が繰り返されている。第1の提案への反応は知られていないが、第2の提案に対しては、本弁論の訴訟相手ディオーンダースが違法提案に関する公訴を提起しており（[Plut.] *X Or.* 848Dは第1の加冠提議に対する告発だと誤って記述している）、第3の提案に対しては政敵アイスキネースが告発し、大敗を喫している<sup>12</sup>。

訴訟の対象となった議案は、先に述べたように、前338年に提議されたものと考えられるが、本弁論は、いつ、法廷で演説されたのであろうか。これについては、弁論中の記述からある程度確定できる。カイローネイアの戦い（前338年）に言及があり（e.g. 3節）、おそらくマケドニア王アレクサンドロスによるテーバイ征伐（前335年）後の状況に言及しているように思われる箇所も見られる（17節）。さらに、同王がペルシア遠征（前334年春）の準備として、アテーナイに艦隊派遣要請をしたことについても、「先頃」のこととする記述があり（24節）、出征に近い時期のことだと考えられる。以上の諸点から、本弁論は、前334年初頭に行われた裁判のために制作されたものと考えることができよう<sup>13</sup>。ディオーンダースによる提訴が、前338年、すなわち顕彰決議案が提議あるいは通過した年のことであるとすれば、原告はそれからしばらく何らかの手段で訴訟を遅らせつつ、時機を窺って、3、4年後に実際の裁判を開始したことになる<sup>14</sup>。

ディオーンダースについては、既存の文献史料から本訴訟の当事者であることは知られていたものの（e.g. *Dem.* 18. 222, 249）、その他の活動については、これまでほとんど知られていなかった。しかしながら、誇張はあるにせよ、本弁論に従えば、ディオーンダースは、きわめて精力的に政治活動に参加していたらしい。告発は50回を数え、主にフィリッポスに反対する側の者たち、カリデーモス、リュクールゴス、デーモステネース、ヒュペレイデースに対して訴訟を提起したとされている。ヒュペレイデースには同日に3件の告発を行い、敗訴したという（9、25-26節）。また前337年～前336年にフィリッポスが東方遠征に向けて兵士を招集していた際、これに応じようとしていたと様子も窺

<sup>12</sup> 前340年代～前330年代のアテーナイ情勢については、邦語では、澤田典子『アテネ 最期の輝き』岩波書店、2008年が独自の説を交えつつ明快に説明している。同じ時期を扱った近年の英文概説書として、I. Worthington, *Demosthenes of Athens and the Fall of Classical Greece*, Oxford, 2013がある。この他、拙稿「書評『西洋古典叢書 デモステネース弁論集』第1-4巻」『クリオ』29号（2015年）、73-86頁が、当時のアテーナイ政治、法制度に関する簡便な研究動向（文献紹介）を収録している。

<sup>13</sup> 年代に関して、研究者間で若干、見解の相違が見られる。詳しくは、Horváth 2014: 46-61; Rhodes 2009: 223-228.

<sup>14</sup> 訴訟の遅延に関しては、前336年に提訴しておきながら、実際には前330年に法廷での裁判を行ったクテーシフォンの事例が有名である。これらについては、拙稿「ヒュポーモシアー——デーモステネース 18番 103節の解釈をめぐる」大芝芳弘・小池登編『西洋古典学の明日へ』知泉書院、2010年、311-332頁及び澤田前掲書（注12）。Cf. N. Sato, 'Use and Abuse of Legal Procedures to Impede the Legal Process', in C. Carey et al. (eds.), *Use and Abuse of Law in the Athenian Courts*, forthcoming.

われる (27 節)。

本文訳出に当たっては、底本の他、最初の校訂テキストである Carey et al. 2008 も参照した<sup>15</sup>。またそれぞれの独訳、英訳、注釈も適宜参照した。

『ディオーンダースに対する反論』

[1] 皆さんは<sup>16</sup>、私たち<sup>17</sup>からこのことをお聞きになると、エレウシース<sup>18</sup>からテーバイへと移動を始めました。皆さん [アテーナイ人とテーバイ人] は、お互いに大変親密で、情を示し合う間柄にありましたから、彼らの方は、自分たち自身が入市し終えた後、ポリスならびに子どもや女のいる家の中にまで、皆さんの遠征部隊を受入れたのです<sup>19</sup>。また皆さんの方は、彼らから何らたしかな言質を得た訳ではありませんでしたが、フィリッポスが間近に迫るや、先方に軍隊を派遣したのです。そうしてこの時、フィリッポスの方は、期待した成果を一切上げることなく撤退していきました。私たちとテーバイ人の方は、撤収後、直ちに同盟を発効しました。[2] このときにテーバイ人と同盟を締結することが、いかに重要であったか、次の点からお分かりいただけるでしょう。すなわち、テーバイ人は、次の 3 つの選択肢から 1 つを選ばねばならなかったのです。フィリッポス側につくか、我々の方につくか、いずれにも与しないか。仮に、フィリッポス側についていたとすれば、彼らは、彼とともに私たちの領土にやって来ていたことでしょう。仮に、彼らが沈黙を守っていたとすれば、私たちは単独で、自分たちの領土でフィリッポスと戦い抜くことになっていたことでしょう。彼らが私たちの側に与した場合には、私たちはテーバイ人の土地で、彼らとともに危難に立ち向かうことになっていました<sup>20</sup>。そこでこれら 3 つのうち実際に皆さんには何が起こっていたのか、皆さんお考

137r

136v

<sup>15</sup> この他、テキストに関する議論として、Horváth 2008b; id. 2008c; Janko 2009; Demont 2011 などがある。Demont 2011 には仏訳および簡単な注釈が付され、本訳注を作成するに当たり、これも参考にした。

<sup>16</sup> 二人称複数の「皆さん」は、第一義的には聴衆である陪審員を指すが、アテーナイ市民団全体をも意味する。そこからさらに、目の前の陪審員とは明らかに異なる時代のアテーナイ市民団 (たとえばペルシア戦争時代のアテーナイ市民団) や、目の前の陪審員とは必ずしも一致しない市民団の一部 (特定の民会への参加者や特定の遠征に従軍した市民兵) の行動までもが、しばしば二人称複数で表現される。陪審員制度については、橋場弦『丘のうへの民主政——古代アテネの実験』東京大学出版会、1997 年 (講談社学術文庫版『民主主義の源流——古代アテネの実験』講談社、2016 年) 第 5 章 3 節に概略的な説明が記されている。

<sup>17</sup> 前 339 年、北方で勢力を拡大するマケドニア王フィリッポスが、中部ギリシア、フォーキス地方にある都市エラティアを占拠した。18 番弁論においてデーモステネースは、当時のアテーナイ国内の混乱ぶりを伝え、自らの演説を誇らしげに回想する (Dem. 18. 169ff.)。このときアテーナイは、テーバイへの援軍派兵に先だって使節団を派遣しているが、ここに示されている「私たち」とは、おそらくこのときの使節団を指すのであろう。これにはデーモステネースも含まれる (Dem. 18. 179)。しかし、本弁論の現存部分を見る限りでは、デーモステネースの役割はあまり目立たない。

<sup>18</sup> 秘儀が行われることで知られた、アッティカ半島の西端の拠点エレウシースは、テーバイ方面へ遠征する際の出発地になっていた様子 (Dem. 18. 177)。

<sup>19</sup> Dem. 18. 215 にも、同様の状況についての言及がある。

<sup>20</sup> Dem. 18. 229-230 にも、アテーナイ・テーバイ同盟がフィリッポスと対峙したのが、アテーナイからはるかに離れたボイオーティア地方であるとの主張が為されている。なお、3 つの選択肢は、

137v

え下さい。[3] 私としましては、告発者ご自身からも、あの時機に<sup>21</sup>、テーバイ人との同盟〔締結〕が、我がポリスとギリシア人にとって有益であったと思われるのか、思われないのか、ぜひとも聞きたいものです。ではもしも以上のことが誰からも同意されるのでしたら、その原因となったのは誰なのでしょう。私の方からお答えしましょう。まず、この件について呼びかけた、アテーナイ人市民団です。それから私人の中で、これに従って共に戦った方です。それでは、このことのために、私たち以上に熱意を傾けていた者など一人としていなかったということは、明らかとなりましょう。しかし、皆さんが戦争に関することで上手くいかなかったとして、陪審員の皆さん、皆さんは、吃驚仰天してしまうようなことはありません。少なくとも皆さんは、上手くは行かなかったものの、それは、有益なことを政策として選択したのであり、そして、かつてもそうでありましたように、皆さん方ご自身で危険を冒してでも、ギリシア人を自由にすべきだとお考えになってのことだったのです。そしてまた、いかなる危難に関しても、始まりと提案につきましては、それを為す人間に責任を帰すべきですが、そこから生じた結果に関しましては、運命と考えるべきなのです<sup>22</sup>。[4] しかしながら、ディオーンダースは、反対のことが生じるべきだと主張しています。デーモステネースは政策の故に顕彰されるべきではなく、私は、運命の故に、執務審査（エウテューナ）を受けなければならないのだと<sup>23</sup>。しかしながらもしも、テーバイ人とフィリッポスの間に成立していた協定碑文が引き倒されてしまう前に<sup>24</sup>、誰かがテーバイ人たちに、フィリッポスと対決し、私たちと同盟を結ぶよう説得すると申し出る人物がいた場合、その人物を顕彰するのに、誰か反対した者がいたでしょうか？そうはせずに、こういったことを成し遂げた人物に対して、最大級の贈り物<sup>25</sup>を与えることにだって反対はしなかったのではない

---

条件節に相当する部分は全て分詞で表現されているが、はじめ2つの帰結節は直説法未完了過去と  $\ddot{\alpha}\nu$  により表現されており、最後の選択肢は  $\ddot{\alpha}\nu$  のない、直説法アオリストで表現されている。

<sup>21</sup> 以下、時機  $\kappa\alpha\iota\rho\acute{o}\varsigma$  をくり返しレトリックに利用している。Cf. M. Trédé, *Kairos: L'à-propos et l'occasion*, Paris, 1992, pp. 230-244.

<sup>22</sup> 同じくカイローネイアの戦いについて議論を展開しているデーモステネース 18 番演説でも、政策選択の正当性を訴え、結果に関しては運命などの人智を越えた力に帰す論法が用いられている。この点に関しては、川島重成「デモステネース『冠について』における悲劇的アテナイ像——運命（テューケー）と政策（プロハイレシス）をめぐって」『西洋古典文学における内在と超越』新地書房、1986年、169-194頁；H. Yunis, 'Politics as Literature: Demosthenes and the Burden of the Athenian Past', *Arion* 8 (2000), pp. 97-118などを参照。なお、Horváth 2014: 165-176がDem. 18と本弁論の比較を詳細に行っている。

<sup>23</sup> 当時、アテーナイでは全ての公職者に任期満了時の執務審査（エウテューナ）が義務づけられていた。同制度については、例えば、橋場『アテナイ公職者弾劾制度の研究』（注10）。ここでは、デーモステネースが反フィリッポス政策を推進し、これが破局を迎えた以上、彼には顕彰など認めるべきではないし、顕彰を提案したヒュペレイデースも断罪されるべきである、というのがディオーンダースの主張とされ、「執務審査」は比喩的に用いられている。

<sup>24</sup> 設置されていた碑文を物理的に引き倒すこと  $\kappa\alpha\theta\alpha\iota\rho\epsilon\acute{\iota}\nu$ （英語では take down, demolish などが、邦語では「破壊する」といった訳語が充てられる）は、そこに刻まれた協定や法を破棄することを意味した（e.g. Dem. 16. 27; 20. 37; RO 22. 31-5; 25. 56; *IG* II<sup>2</sup> 448. 60-62）。

<sup>25</sup> 「最大級の贈りもの  $\tau\acute{\alpha}\varsigma \mu\epsilon\gamma\acute{\iota}\sigma\tau\alpha\varsigma \delta\omega\rho\epsilon\acute{\alpha}\varsigma$ 」は、像の建立などを伴う最大級の公的顕彰を意味する。ただし、術語として確立していたか否かについては問題がある。これについては、橋本「ヘレニズム時代初頭アテナイの顕彰制度の変容」（注11）。

でしょうか？<sup>26</sup>それに恐ろしいことではありませんか、一方で、こうしたことが成就する前には、[貢献の] 申し出をしている人間に対して [返報として] 約束しないようなものは何もなかったというのに、実行された途端、感謝の気持ちを示さないことになるのでは。[5] それでは、次の点についても吟味なさって下さい、アテナイ人の皆さん。もしも私たちが捕らえられて、フィリッポスの下で裁きを受けることになれば、彼はどんなことに関して私たちに告発するのでしょうか。彼がビューザンティオンを獲得しようとするのを私たちが妨げたこと、エウボイアを離反させたこと、彼とテーバイ人の間に既に成立していた同盟関係を壊し、テーバイ人を皆さん方の同盟者としたことではありませんか？<sup>27</sup>それで私たちは、彼からどんな仕返しを受けるのでしょうか？死刑に処されるのではありませんか？私の方では、そう思うのですけれども。それから、アテナイ人の皆さん、私たちが同一の行為について対戦相手の下でも、皆さん方の下でも危険な目に遭うというのは、恐ろしいことではありませんか？ [6] それにフィリッポスの方は、彼のためになるように、私たちの利に反して何事かを実行した者たちには、自ら賞賛するのみならず、私たち下でも賞賛されるように強く働きかけました——それで彼らはプロクセノス<sup>28</sup>として碑に刻まれています——が、私たちの方は、私たち自身のところでこれまで与えた賞賛ですらも、有効なものとは認めないのでしょうか？<sup>29</sup>しかしこのような人間であるなどということは、陪審員の皆さん、皆さんには相応しくありません……

136r

(2 コラム欠<sup>30</sup>)

[7] ……私たちのポリスのために最善のことを提案するように……。そしてこのことについて、ディオーンダースは違法でないと言っております。しかし私の方は、皆さん方

145r

<sup>26</sup> 当該箇所は、ἀντειπέ τις …ἐπαινέσαι, … ἀλλ' οὐκ ἄν…δοῦναι; という構文になっている。ἀντειπεῖν + inf. という用法は LSJ では確認できないが、内容上、「顕彰して当然 (修辭疑問なので、顕彰しないことなどあろうか)」という趣旨にとるべき箇所であり、不定詞句 (...ἐπαινέσαι/...δοῦναι) は、反対すべき対象 (「~することに反論する」) と理解すべきであろう。

<sup>27</sup> Dem. 18 でも、アッティカ地方の防衛にとってビューザンティオン、エウボイア、テーバイとの同盟関係がきわめて重要であったことが述べられており (240-241, 301)、それぞれへの使節としての任務がデーモステネースの最大の功績として述べられる (ビューザンティオン : 87-89、エウボイア : 81-86、テーバイ : 179-188, 211-218)。

<sup>28</sup> 自国以外の、ある国家にプロクセノスとして認定された人物は、認定した国家からの来訪者に対する配慮などを行った。この点に関して邦語では、例えば、拙著『民主政アテナイの賄賂言説』山川出版社、2008年、158-159頁；橋本資久「アテナイにおける他者認識」桜井万里子・師尾晶子編『古代地中海世界のダイナミズム』山川出版社、2010年、110-112頁などが近年の研究動向を踏まえたものとなっている。プロクセノスの地位は、外国人に対する顕彰にもなって認定されることが多く、「プロクセノスとして碑に刻まれている」という表現は、そうした状況が前提となっている。すなわち、ここではフィリッポスがアテナイ人に対して、アテナイ以外の親フィリッポス的政治家を顕彰するよう働きかけたということを主張していることになる。プロクセノスの地位が国内においてどのような意味を持ったかについては、N. Sato, ‘Aristocracy’ and Athenian Diplomacy’, in N. Fisher and H. van Wees (eds.), *Aristocracy in Antiquity: Redefining Greek and Roman Elites*, Swansea, 2015, pp. 203-226 等を参照。

<sup>29</sup> Dem. 20. 96-97 に関連法が記されており、κυρίας εἶναι τὰς δωρεάς, ὅσας ὁ δῆμος ἔδωκεν 「授与した贈りものは有効であるべきこと」との文言がある。

<sup>30</sup> 137v-136r と 145r-144v の間に、64 行の欠落がある。

ご自身が以前に判定を下したことにに関して、今判定を受けているところなのです。[8] しかしながら、陪審員の皆さん、何人かが何か市民団にとって不利益なことを提案する場合、提案者を罰するべきだと、皆さんはお考えなのですが、それと同じように、公訴を提起する者も、皆さんはきちんと吟味なさって下さい。といいますのも、公訴を提起して<sup>31</sup>、市民団の利益の足枷となることは、不正として、違法な提案をすることに劣らないのですから。[9] ディオンダースは現在、彼が提起した50の公訴の中で<sup>32</sup>、フィリッポス派の政治家に対しては、一つの告発書も提出したことがなく、言葉の上でも、彼らの誰一人に対しても唾棄すべき言葉を投げつけたりはしておりません。それに対し、彼に反対する政治家に対しては、どの訴訟でも中傷を繰り返しております。また彼は、カリデーモス<sup>33</sup>を告発しました——現在、彼は、その同じ人物を称揚しているわけですが。市民団からの贈り物を手にしたにも拘らず、その約束の行為を実行していないというので。ディオンダースは、彼が不正を働いたとして訴追していた案件のうち、どれ一つとして実行されないことを望んでいたのです<sup>34</sup>。またリュクールゴス<sup>35</sup>に対しては、違法提案に対する公訴で訴追したのみならず、瀆神罪<sup>36</sup>でもアルコーン・バシレウス<sup>37</sup>に〔訴状を提出しました〕。デーモステネースに対しては、15回以上公訴を提起しましたし、私に対しては、同じ日に3つのもの訴状を提出してしまいました。[10] そして今回は、

144v

<sup>31</sup> γραφὰς ἐνιστάντα : 並行例なし。ただし、Dem. 18. 4 では、中動相でこの意味で用いられている。

<sup>32</sup> これだけの公訴を実際に争ったのか、問題となる。提訴後に公訴を途中で取り下げる行為は重い処罰の対象となっていたものの、実際にはしばしば行われていたらしい。27 節(注 63)では、おそらくヒュポモシアー手続きによって、訴訟を回避していた可能性が言及されている。この点については、N. Sato, 'Out-of-Court Settlement and Public Opinion in Democratic Athens', *KODAI: Journal of Ancient History* 16 (2015), pp. 43-56. 大量の公訴提起については、本弁論 25 節でもくり返される。

<sup>33</sup> カリデーモスは、エウボイア島オーレオス出身の傭兵隊長。前 360 年代にアテーナイ市民権を手に入れている。

<sup>34</sup> μὴ ποιεῖν ἐφ' οἷς ἔλαβεν τὴν δωρεάν τοῦ [δήμου], βουλόμενος διαπράξσθαι [οὐδὲν ὧν ἐδ[ίωκε]ν [ἡ]δίκηότα. この箇所は補いが多く、ヒュペレイデースの意図が明確には図りがたい。カリデーモスが、かつては反フィリッポス派の指導者と位置づけられており、そのときには親マケドニア派の政治家と対立していたが、後に、必ずしもそうではないものとして認識されるようになったと考えられる。「称揚している」という表現については、皮肉を込めた表現である可能性も考慮しなければならないだろう。前 335 年、カリデーモスは、デーモステネースら、その他のアテーナイ人指導者とともに、アレクサンドロス王から反マケドニアの主導者として身柄引き渡しを要求されている (Aeschin. 3. 77)。この時、デーモステネースらは赦免されるものの、カリデーモスのみはアテーナイから追放となっている (Arrian. 1. 10. 4-6)。この点を踏まえれば、せいぜい反マケドニア政策を提唱・推進できない立場になっているという程度のことと見るべきであろうか。

<sup>35</sup> リュクールゴスは、アッティカ十大弁論家の一人で、カイローネイアの戦いの後、アテーナイの国力(宗教、経済)の復興に大きく貢献した政治指導者(邦語では、例えば、澤田前掲書(注 12)、129-135 頁が簡潔に説明している)。

<sup>36</sup> 瀆神罪(アセペイア)は、神格に対する不適切な言動に対する罪で、公訴(グラフィエー)の対象ともなる。

<sup>37</sup> アルコーン・バシレウスは、アテーナイの最重要官職アルコーンの一人で、主に宗教上の行政を担当した(e.g. [Arist.] *Ath. Pol.* 57)。

恥知らずの度も極まり、他ならぬ私自身が先に提案しておいたように<sup>38</sup>、市民団が合意に達していた方針<sup>39</sup>を、市民団が採用することを認めず、陪審廷の判断も利用させず、以上に加えまして時機については、話をしている人に耳を貸すことすら許さなかったのです。時機というものなしには、何事であれ、一つとして有益となることはありませんのに。[11] しかしながら、いかにして恐ろしいことにならないのでしょうか、もしも、現在、ポリスに対する中傷となることを提案している者たちの方は、時機という言葉は何度でも口にすることができ、何であれアレクサンドロスに好意を示すことになると思われることを提案できるというのに、その一方で、以前、ポリスのために市民団の利益となるような政治活動をしていた者たちは、その時期<sup>40</sup>のことに言及することもできないとすれば。しかし私の方といたしましては、陪審員の皆さん、時機というものが実際に有益なものであるように、皆さんがそれを知ることなど容易であると願っていたのですけれども…。そして私は、ディオーンダースとは反対のことが、あるべきことだと考えております。彼はこう主張しているのです。怒りというものは、時機を問わず、審理にかけられている者たちを破滅させるものなのだ。弁明演説はそうではないのだ、と。ご自身は、時機を得て非難をするよう訴状を提出しておりますのに。[12] そうしますと、ディオーンダースはどうやら、もっともなことに、時機というものを全くふさわしくないものとして却下しておられる。彼は自分自身、時機に合ったことを一切何もしていないのです。その彼が、私に対してこう非難しております：同盟が不平等であったと。そして私たちが、財貨も馬も兵士たちも、テーバイ人たちの2倍をか戦争に投下してきたと<sup>41</sup>。[13] しかしサラミースの海戦に対しては、ディオーンダースよ、ギリシア側の三段櫓船360艘のうち、我らがポリスは220艘を提供し、これに関する支出も行いましたが、他のポリスは全て合わせて140艘です<sup>42</sup>。マラトーンでは、我らが先達は自分たちだけで全ギリシアのために戦さを行いました<sup>43</sup>。アルテミーシオン遠征では、他

145v

144r

<sup>38</sup> προεβούλευσα. προβουλεύω という動詞は、古典期アテーナイでは一般に、評議会を主語として、同会が民会に先行して決定を行う際などに用いられた。ここでは一人称単数形が用いられているため、評議会が民会に先行して決議を行うという状況に格別の関わりがないように思われる。したがって、主語が先に提案していた、という意味合いと理解した。

<sup>39</sup> οὔτε οἷς ὁ δῆμος ὁμογνώμων ἐγένετο, ὡς ἐγὼ προεβούλευσα, ... 「方針」と訳をあてた箇所は、男性または中性の複数与格の関係代名詞。Carey et al. 2008 では、引用箇所後半部分が οὗς ἐγὼ προεβούλευσα とされており、ヒュペレイデースが提案し、民会が合意していたものは、人間（男性）ということになるが、LSJ に従えば、動詞 προβουλεύω が目的語として人間を採る例はなさそうであり、底本の読みを採用した。

<sup>40</sup> 時機καιρός という語を使い続けていたところ、ここでは時期χρόνος という語が用いられている。

<sup>41</sup> デーモステネースの働きによって、アテーナイはテーバイとの同盟締結に成功するが、戦費の3分の2を負担することになり、この点が政敵からの非難を招いていた (e.g. Aeschin. 3. 143)。

<sup>42</sup> 歴史的、神話的過去を取り扱うものとして弁論では葬送演説が知られているが、法廷で政治的な事件が扱われる場合などにも、しばしば過去の歴史的イベントが言及される。弁論と歴史叙述 Histrography については、例えば邦語では、上野慎也「リュクルゴスの史筆——稽古の姿勢を読む」桜井万里子・師尾晶子編『古代地中海世界のダイナミズム』山川出版社、2010年、274-297頁。

<sup>43</sup> 前5世紀初頭に行われたペルシア戦争のうち、マラトーンの戦いでは、実際にはプラタイアイ人の援軍を得たが (Hdt. 6. 108, 111)、単独で勝利したという伝説がくり返し語られた (e.g. Lys. 2. 20; Pl. Menex. 240c; Dem. 60.10)。Dem. 18でもマラトーン、プラタイアイ、サラミース、アルテミ

のギリシア人たちは三段櫓船の5分の1も提供しておりませんでした。こんなことを言いますのは、これが、私たちのポリスがなした数ある善行の一つだからです。これらの時機に、当ポリスは、各ポリスがそれぞれ同じだけのものを投下するよう求めて躍起になったりすることなく、各ポリスから提供された物を受け取り、戦争全体の指揮者となって、自国にあるもの全てをギリシア人全体の安寧のために提供したのでした。それが故に、その他の件も万事成功裏に終えると、当ポリスは、彼らから最大級の荣誉と評判を手に入れ、この時にはもう、ギリシア人たちから、彼ら自身の希望によって、指導的地位を手に入れることになったのでした。もっともなことです。[14] しかしながら今回、  
 176r ディオンダースは、〔アテーナイが〕他の者に従うために、三段櫓船を2倍……としても、そのことについては腹立たしく思うこともなく、……と提案までしているのです。彼の主張はこういうことです、つまり、もしもギリシア人の自由のために、アテーナイ人がテーバイ人以上の熱意を示したとすれば、それは恐ろしいことであるというのです。もしも戦争が首尾よく進んでさえいれば、誰もが次のように思ったことでしょう。フィリッポスとの戦争も、長年、当ポリスが自ら単独で皆のために戦ってきたのであり、同じ支出で<sup>44</sup>ビューザンティオンを救ったのだと。また、アテーナイ人はこれまで、戦場で何一つ求めることさえなく、最大の貢献をしてきたのです。そのこと自体が皆さんにとって、戦争から得られる最大の報償となるように。[15] 以上に加えまして、陪審員の皆さん、皆さん方〔アテーナイ人とテーバイ人〕のそれぞれにとって、フィリッポスとの関係がいかなるものであったのか、真実に照らして吟味しなければなりません。テーバイ人との間には平和と同盟があり、皆さん方との間には戦争状態があったのです。私たちの方では、この戦争状態をテーバイ人と共有すべきであると考えました。もしも彼らが立場を変えなければ、私たちは必然的に自ら単独で戦争を行い、全ての支出を負担して、自国の領土で危機を乗り切らねばならなかったでしょう<sup>45</sup>。[16] こういった状況にあって、そしてフィリッポスがボイオーティアの国境にいたときに、私たちは、いずれをなすべきだったのでしょうか。テーバイの兵力、国土、そして支出のうち、彼らが拠出を望むものを追加で手に入れるべきだったのでしょうか、あるいは、どうあっても不和を続け、軽蔑し続けて、自分たちが単独で戦争することを選ぶべきだったのでしょうか。[17] そして現在、アテーナイ人の皆さん、テーバイ人の多くが閑暇を過ごして（私はこうなることを望んではいなかったのですが）この陪審廷で話を聞いておりますが<sup>46</sup>、彼らは、もしも皆さんがこの裁判を無罪放免にしましたら、告発者については茫然自失で気でも違っていたのだと思うことになる一方、皆さんについては同じ考えに留まっているものと思うでしょう。それは皆さんにふさわしいことです。しかしもしも有罪の判決を下すならば、彼らが、正当にも、皆さんに対して非難しないということが、

173v

ーションの戦いが語られている (208)。

<sup>44</sup> τοῖς αὐτοῖς τέλει. Carey et al. 2008 は左記の読みを尊重しつつ、τοῖς αὐτῆς τέλει (自らの支出で) に修正すべき可能性を主張している。

<sup>45</sup> 本弁論1、4節及びDem. 18. 211, 213参照。

<sup>46</sup> 都市テーバイがアレクサンドロスにより破壊され、その結果多くのテーバイ人がアテーナイに亡命している事態を指しているのであろう。カイローネイアの戦いの後、マケドニアの支配下にあったテーバイは、前335年、蜂起したものの、鎮圧され、徹底的に破壊された。

いかにして有りえましょうか。皆さんが、自分たち自身に対して不正を働いたと考えて有罪判決を下したのと同じ案件に対して、彼ら〔テーバイ人〕を呼び寄せたということになれば<sup>47</sup>。[18] しかしながらディオーンダースは、運命が闘いを平等に判定しなかったときに、弁論を繰り出すための足がかりを手に入れたのです。そして、誰もが合意している件について、立派に審議されたものではなかったと中傷しています。そのことが、ポリスを害してもいるということに気づかぬまま。[19] 思いますに、何事にも優るのは、もちろん勝利することなのですが、しかしもしも何かが起これば、私たちが戦争を行ってきたのと同じ目的のために戦い、目的を達成し損ねるといふこと〔が最善のことになります〕。そのことに関しましては、お話しすべき事例がたくさんございます。私たちのポリスの件については、話さずにおきましょう。といいますのも、称賛といえども、授与された人々本人たちの前で検討されたために、聞く者の感情を害したことも何度かありましたから。そうではなく、ラケダイモン人たちのことを吟味なされて下さい。彼らはコリントスで戦争をしたときには勝利し、テルモピュライでは全員が陣没しました。しかしながら、彼らの勝利につきましては何の話もありますが、敗北については誰もが皆称賛しているのです。何故でしょうか。勝利については、彼らの食欲さのために、ある者たちと論争を繰り広げた上で手に入れたわけですが、他方、敗北に際しては、彼らはギリシア人の自由のために戦って、全員が切り刻まれたのです<sup>48</sup>。

176v

[20] しかし現在、告発者は戦争前に生じた決議について弁論を行い、中傷して、それらを即座に忘れてしまうべきだと言っております<sup>49</sup>。しかしながら、私の方では、神々にこうお祈りいたします。今回、私たちが決議している諸案件については、できるだけ早く捨て去り、忘れてしまえますように。といいますのも、前者〔＝戦争前に生じていた決議〕は先人たちの諸決議に倣ったものなのですが、後者〔＝今回の諸決議〕はメガラ人、コリントス人の意見に応じたものなのですから<sup>50</sup>。そして彼は、臆病と狂気も極まり、私たちの国制についてまで非難しているのです。[21] しかしながら、ディオ

173r

<sup>47</sup> 法廷外にテーバイ人たちが見物人としてきていることを示唆している。ここでヒュペレイデースは、本訴訟の敗訴が、テーバイと反フィリッポス同盟を締結し、共闘したことを過ちだと見なして、断罪することを意味すると主張しており、共闘させられた（戦場に呼び寄せられた）テーバイ人にしてみれば、そうした判断は腹立たしいものであろうと述べている。

<sup>48</sup> Schol. Dem. 20. 52に、この箇所への言及がある。前395年～前388年に繰り広げられたコリントス戦争は、スパルタと、ペルシア軍の資金援助を受けたアテーナイ、テーバイ、コリントス、アルゴスとの戦争であった。最終的にペルシア王の支援を取り付けたスパルタは、戦争を有利な形で終結させることに成功した。これに対して、前480年、クセルクセス王率いるペルシア帝国軍がギリシア本土に侵攻した際、スパルタ軍はテルモピュライの隘路でこれを迎え撃つも、全軍壊滅という結果に終わった。

<sup>49</sup> ディオーンダース側は、訴訟の状況から見て、カイローネイアでの敗戦という結果を導いた戦前の決議を悪魔化して描写しているのかもしれない。そのことは、デーモステネースの功績をなきものとするを意味する。

<sup>50</sup> 決議の正当性を訴えるために、先人たちの例に従っていることが根拠とされている。他方、ここでヒュペレイデースが非難している「現在の決議」とは、マケドニア支持者（と看做される政治家たち）に対する顕彰決議のことを言っているのかもしれない。本弁論6節、及び以下の数節を参照。Ael. VH 6. 1には、フィリッポスに自ら恭順の意を示したギリシア諸都市として、コリントスやメガラも挙げられている。

175r ンダースよ、こちらの方々は、私たちのうちいずれが最善の政治を行ってきたものとご理解なさっておられるのでしょうか。もしもあなたがはっきりとお知りになりたいのであれば、彼らの一人一人に聞いてごらん下さい、メガラ人のうちで誰が一番嫌いなのかを。彼らはあなたにこう答えるのです。プトイオドーロス、エレトリアーではヒッパルコスとクレイタルコス、アルゴスではムナーシアース、そしてメガロポリスではヒーローニューモスとケルキダースであると<sup>51</sup>。さらにまた尋ねてご覧下さい。「皆さんは何故、彼らを嫌うのですか」と。さすれば答えはこうなるでしょう。彼らはそれぞれ自分の祖国に反して、フィリップスのために行動していたからだ。あなたは、彼ら〔＝アテーナイ市民〕が、国外でフィリップスと共闘する者たちに対しては、戦争をする一方、国内で彼のために演説をする者たちに対しては、ポリスにとって忠義な人間だと考えている、一体そんな風に思うのでしょうか。そんなことはありません。[22] そうではなく、私が思いますに、ポリスの状況は現在、私が望んでいなかったような状況に陥っております。何となれば、民会において、皆さんの方は決議文の一部を取り消すよう命じておりますのに、デーマデース<sup>52</sup>がそれを望まず——皆さんがまた別の案を動議しようとするれば、彼はポリスから出て行くと言うことでしょう——、また彼の仲間の一人が登壇して、皆さん方はこのことを、そのまま変えないように<sup>53</sup>、決議して下さいと発言する度に、誰かが辛い思いをしないことがありますでしょうか。これは、デーマデースによって、皆さんが〔マケドニアーに対する〕隷属状態を導入することができるようにするためののです<sup>54</sup>。[23] といいますのも、次のことは何よりも道理を越えたことなのです、すなわち、以前には、もっともなことに（私はそう思います）、個々の人々が、市民団から報復／罰を受けるのではないかと恐れを抱いていたものでしたが、今や反対なのです。市民団の方が恐れているのです、個々の人々によって〔市民団が〕責めを受けるのではあるまいかと。[24] といいますのも、ひとまず彼の放埒さに関する諸事例については言わずにおくとしまして、しかし彼は先頃の民会でこう発言したのです。私たちはアレクサンドロスにパラロス船<sup>55</sup>を送るべきである、そして、彼が皆さん方に対して一番最後に三段櫂船に関する書簡を送ってよこしたことについて<sup>56</sup>、彼を非難す

174v

<sup>51</sup> Dem. 18. 295 でも同様に、ギリシア諸都市の裏切り者が列挙されている。

<sup>52</sup> デーマデースは、アテーナイの指導的政治家の一人で、カイローネイアの戦いの後、親マケドニア的な政策を推進した人物とされる（邦語では、例えば、澤田前掲書（注 12）、138-141 頁が簡潔に説明している）。

<sup>53</sup> [ὡς] ἄν ἔχη という読みが提唱されている。ここでは、ἔχω を自動詞 hold oneself, keep (LSJ s.v. B. I. 1) の意味と考え、主語を（変えられそうになっていた）決議と考え、ὡς ἄν を目的節 (LSJ s.v. B. II. 1) ととった。Carey et al. 2008 では、regardless と訳され、Horváth 2014 では、egal wie er vorliegt、Demont 2009 では、en l'état の訳が当てられている。

<sup>54</sup> 不確実ながら、ὄρω[ς] ἄν δουλείαν ὑπάγειν ὑπο Δημάδου ἔχητε という読みが提唱されている。だが、LSJなどに従えば、動詞 ὑπάγειν は、人などを目的語にとり、前置詞 εἰς を伴って、「(人)を〜へと導く」という語法が一般的。Horváth 2014 は、so dass ihr mit Demades' Hilfe die Knechtschaft werdet einführen können と訳している。Carey et al. 2008 は、so that you can endure servitude under Demades と訳した上で、この意味であれば、ὑπέχειν という単語の方が一般的であると注記している。Diod. 17. 15. 3 との関わりが提案されている。

<sup>55</sup> パラロス船は、アテーナイの連絡用快速艇。

<sup>56</sup> アレクサンドロスの艦隊要求は、Plut. *Phoc.* 21; [Plut.] *X Or.* 847C, 848E にも記されている。

るべきであると。明らかに、今後、私たちには最初に指示をするように、ということですので。そして、強制されなくとも、実行するのが立派である仕事を、私たちが一番最初に実行しそうな場合には、このことに関して、彼が腹を立てることになるのです<sup>57</sup>。

[25]あるいはまた、ディオーンダースが陪審廷で、自分は50回公訴を提起したと尊大な態度で言うと、それで、もしも誰かが彼に「一体そのうちで貴方が有罪判決を得たものはあるのでしょうか」と尋ねたりする場合には、何一つないということが明らかになるでしょう。そうしますと、50の訴訟がポリスの利益に反して争われていたということは、必然なのではありませんか<sup>58</sup>。[26]といたしますのも、濫訴者（シューコファンテース）の仕事なのです、多くの訴訟を行うのは<sup>59</sup>。他方、正しい市民の仕事は、陪審廷にきた案件を吟味して確かめることなのです。しかしあなたの方は、30歳になるまでは何人も陪審廷に入廷してはならぬと法が命じているにも関わらず、25歳になる前にすでにその2倍の〔＝50件の〕公訴をもたらしておられます<sup>60</sup>。しかもこれは他の人々に奉仕してのことです。彼らは、自分では目立たないようにし、敢えて公訴を提起せずに、あなたの無鉄砲ぶりを利用しているのです<sup>61</sup>。[27]そしてこうしたことに対して、陪審員の皆さん、彼は明らかに手当を手にするべきであると考えていたのです。といたしますのも、フィリップスが私たちに対して、歩兵600と騎兵60を連合軍へ派遣するよう要請してきた際、ディオーンダースは、このうちの志願者となって、同区民からの銀貨とポリスからの銀貨を手に入れたのです<sup>62</sup>。そしてこう言うのです、自分は市民団に対して好意的なのであると。フィリップスの為に市民団が派遣した遠征部隊に自らを所属させたというのに。もしも実際に遠征が行われていた場合、彼は私に対する訴訟の数々を放棄し<sup>63</sup>（彼

175v

174r

<sup>57</sup> ヒュペレイデースの意図は、おそらく次のようなものと考えられる：ディオーンダースの提言は、一見アレクサンドロスとアテナイの関係を良好なものとするようにも思われるが、今後、アテナイの行動はアレクサンドロスの指示に従うだけのものとなり、自発的行動の場合に期待される厚遇を得ることも叶わなくなる。よって、この提案は愚策である。

<sup>58</sup> 底本 Horváth 2014 では、この文はピリオドで区切られて肯定文となっているが、疑問文でないという意味が通らない。

<sup>59</sup> 濫訴者（シューコファンテース）とは、訴訟を濫用する人物に対する蔑称。詳しくは、宮崎亮「古典期アテナイのシューコファンテース——アテナイにおける民衆訴追」『史學雑誌』102編4号（1993年）、1-37頁。

<sup>60</sup> 陪審員が30歳以上の市民に限定されていることについては、[Arist.] *Ath. Pol.* 63.3にも記されている。しかしこれは訴訟当事者には適用されず、20歳以上であれば訴訟当事者となることが可能であった。ヒュペレイデースは明らかに聴衆をミスリードしようとしている。

<sup>61</sup> 有力者や富裕者のために、代理告発などの政治活動をする市民は決して例外的ではなかった。拙著『民主政アテナイの賄賂言説』山川出版社、2008年、第2章（及びその元となった拙稿「民主政アテナイにおけるパトロネジ」『史學雑誌』110編7号（2001年）、1-34頁）は、同様の事例を網羅的に扱い、パトロネジ関係の一種として分析を加えている。

<sup>62</sup> 重装歩兵に対する手当については、国庫（および市民による自発的抛出金）から支給されることは知られているが、この時に区が公的にどのような措置をとったのか、管見の限り、確認できなかった。例えば、Lys. 16.14などには、富裕者から、おそらく同じ区に所属する志願兵に対して直接、財政援助が行われた様子が記されているが、同じように富裕者からの自発的抛出が何かしらの形であった可能性も考えられる。

<sup>63</sup> 病気の場合や軍事遠征に参加して国内を不在にする際、ヒュポーモシアーと呼ばれる宣誓を行う（あるいは代理人にしてもらう）ことで、訴訟を延期することができた。佐藤「ヒュポーモン

はこれらを、皆さん方の為に提起したと言っておりますが)、フィリップスの許へ行ってしまい、当地で彼の為に行っていた訴訟について、彼からまた利益を得ていたことでしょう。[28] お考え下さい、陪審員の皆さん。この者を信じて、私に対して皆さんが有罪の判決を下すとすれば、一体、どのような理由によるのでありましょうか。以前にも(それがいつであれ)彼が、何か発言をするのがよいと思われたことがあったからでしょうか。しかしもしも彼が、皆さんの下で濫訴者(シューコファンテース)であると露見している場合には?しかし(ゼウスにかけて相手方はこう言うでしょう)、彼の身内が、彼の行動について、彼と同じ考えを持っているから[ディオーンダースを信用すべきなの]でしょうか?いえ、他の人々については言わずにおきますが、彼の父親は、あらゆる訴訟に関して予審(アナクリシス)<sup>64</sup>の場で、彼らに止めるよう求め、自分は、この御仁の行動に関して、納得がいかず、自分は彼に従いたくはないと主張しているのです。しかし、彼はそれでもなお私を非難しているのです。私が、市民団と共に戦ってきた奴隷たちは、自由人たるべきことと提議したが故に<sup>65</sup>。この件に関しては何度も<sup>66</sup>お話をいたしました。マケドニアの武力の影が私にかかっていたのです。決議案を提議したのは、私ではなく、カイローネイアでの戦いなのです。

### 3. 『ティーマンドロスに対して』

本弁論は、現存部分から判断する限り、孤児後見に関わるものである<sup>67</sup>。アテーナイでは、父親が死去した孤児のために、母親の生死とは無関係に後見人が任命された。彼らは孤児が成年に達するまで、その養育と相続財産の管理・運用を行なう義務を負い、適切な後見業務を行わない場合には、様々な訴訟手続きによってその責任を問われる立場にあった。本裁判の被告(人)ティーマンドロスも、このようにして、アンティフィロス(裁判時には既に死去、3節)、アカデーモス、および名不詳の2名の姉妹の計4名の孤児の後見人となったが、後見業務に関わる何らかの不正に絡んで裁判に立たされることとなった。その際の原告側弁論、中でもおそらく共同弁論人による弁論の一部が、本断片である<sup>68</sup>。

本弁論の話者が誰であるのかについては、ヒュペレイデース本人かどうかも含め、現

アテ」(注14)。

<sup>64</sup> 予審(アナクリシス)とは、訴訟提起後、実際の裁判を行うための準備段階であり、担当役人の前に証拠文書などを提出した。

<sup>65</sup> カイローネイアの戦いの後、奴隷に対して市民権を付与するようヒュペレイデースが提案したことに関しては、M.J. Osborne, *Naturalization in Athens*, Brussel, vol. 3, 1983, pp. 67-68 (T67)。

<sup>66</sup> ここで写本が途切れており、πολ[λάκις ἔλεγον, ἐπεσκότει μοι τὰ Μακεδόνων ὄπλα. οὐκ ἐγὼ τὸ ψήφισμα ἔγραψα, ἢ δ' ἐν Χαιρωνείᾳ μάχῃ]と復元されている。Cf. [Plut.] *X Or.* 849A: αἰτιωμένων δέ τινων αὐτὸν ὡς παριδόντα πολλοὺς νόμους ἐν τῷ ψήφισματι 'ἐπεσκότει' ἔφη 'μοι τὰ Μακεδόνων ὄπλα. οὐκ ἐγὼ τὸ ψήφισμα ἔγραψα, ἢ δ' ἐν Χαιρωνείᾳ μάχῃ'。

<sup>67</sup> アテーナイにおける孤児後見については、例えば A. R. W. Harrison, *The Law of Athens*, vol. 1, Oxford, 1968, pp. 97-108, 115-121, 293-296 で概観が得られる。

<sup>68</sup> 「はじめに」で述べたように、本断片は元の弁論の冒頭付近に位置すると考えられるが、立証πίστιςの部分から始まっており、通常その前に置かれる叙述διήγησιςの部分に欠いている。ここから、本弁論は共同弁論人の弁論であり、叙述部分は先行する別の弁論で既に語られていたと推測されている(Whitehead 2009: 138)。

存部分からは判断できない<sup>69</sup>。同様に、本弁論がヒュペレイデースの弁論執筆活動時期（前 360 年代～322 年）のどの時点で書かれたのかを知る手がかりは皆無である。さらに、断片中に名が挙げられている 3 名の人物、すなわちティーマンドロス、アンティフィロス、アカデーモスのいずれについても、他の史料に現れる同時代の同名人物と同定するだけの積極的根拠はない。しかし、話者に従えば孤児たちの父親の遺産は 5 タラント以上あったということになるから（7 節）、彼らが富裕な家系に属していたことは間違いない。また、ティーマンドロスが被後見人の少女をレームノス島に連れて行って「自らのもとの養育した」という記述（3 節）を、この時期同地にアテーナイのクレールキアー κληρουχία が存在したという事実と合わせて考えると（注 82 参照）、彼が入植者の 1 人であった可能性も出てくるだろう。

本件の訴因および訴訟手続きについては、先行研究の意見が分かれている。まず Thür は、訴因は被告による孤児財産の横領であり、後見に関する私訴 δίκη ἐπιτροπῆς によって財産の返還・賠償が請求されているとする<sup>70</sup>。だとすると、この手続きは当事者すなわち被後見人しか利用できないため、原告は唯一存命の男子アカデーモスということになるだろう。これに対し Whitehead は、訴因は孤児あるいはその財産に対するカコーシス κάκωσις であり、弾劾裁判 εἰσαγγελία で死刑が求刑されているとする<sup>71</sup>。その場合、この手続きはアテーナイ市民であれば誰でも利用可能であったはずなので、アカデーモス、あるいはアカデーモスと本弁論の話者（共同弁論人）以外の第三者のいずれかが告発したことになる。

本断片については、Tchernetska 2005; Tchernetska et al. 2007 と Demont 2011 が、それぞれ英・仏語に訳し、簡潔な注釈を付けている他、Thür 2008a; id. 2008b; id. 2010 が独・英語に訳し、本断片を基に後見に関わる法制度について分析している。最初の校訂版以降のテキスト校訂に関する研究としては、Horváth 2008a; Jones 2008; Luppe 2008 が挙げられる。また、Whitehead 2009 が本件の背景と訴訟手続きについて、Rubinstein 2009 が法的議論とレトリックについて、それぞれ議論している。

『ティーマンドロスに対して<sup>72</sup>』

[1] …が<sup>73</sup>、子供らのために法廷で付けられる値を下まわることがないように。他方、

138r

<sup>69</sup> ただし、少なくともアカデーモスについては、「ここにいるアカデーモスの」（2 節）のように、あくまで話者自身ではない人物として言及されている。

<sup>70</sup> Thür 2008a: 127-128; id. 2008b: 654; id. 2010: 10-13.

<sup>71</sup> Whitehead 2009: 138-148. カコーシスはしばしば「虐待」と訳されるが、孤児財産に関しても用いられることがある。

<sup>72</sup> ここでは、断片同定の根拠となった Suda s. v. παιδάριον に現れ、底本でも採用されている Πρὸς Τιμανδρον を訳出した（注 81 参照）。ただし Harp. s. v. Ἡφαιστία (= Hyp. fr. 3 Jensen) には、ヒュペレーデースが『アカデーモスのために Ὑπὲρ Ἀκαδήμου』なる弁論の中で、レームノス島のヘーフαιστίαーに言及しているとある。本断片でもアカデーモス（2,5,7 節）とレームノス島（3, 6 節）が登場することから、両者が同一弁論の異なるタイトルを指している可能性もある。

<sup>73</sup> 冒頭部が残存しておらず、主語は分からない。Tchernetska et al. 2007: 3 は可能性の 1 つとして τὸ λήμμα（利益、収益）を、Thür 2008a: 132-133; id. 2008b: 661; id. 2010: 15 は κεφάλαιον あるいは ἀρχαῖον（資本、元金）を提案している。

もし子供らのためにより多くを取っておくのであれば、彼らの名誉となりますように。しかし、法は後見人たちが自らのために<sup>74</sup> [孤児の] 家産を賃借りするのを禁じています。許されているのは、法廷において、子供らの家産を賃貸ししない方がよいと異議を申し立て、そしてあなた方のうちで抽籤によって陪審員に当選した方が、[申し立てを] 聴いた上でその子供にとって最善と思われることを投票する、ということなのです<sup>75</sup>。では私にこれらの法を読み上げてください。

法<sup>76</sup>。

この者 [ティーマンドロス] は、これらのうちの何ひとつ行なわず、アルコーンのもとに家産を登録することも決してなかったのです<sup>77</sup>。では私のために証言を取り上げて下さい。

証言。

[2] 皆さんは、このティーマンドロスが、ここにいるアカデーモスの財産をこれらの法に従って管理しなかったということ、これらの法から、また証人たちからは、彼が家産を賃貸しすることもなく、それが賃貸しされるよう他の者が告発 [ファシス] を行なった<sup>78</sup>際にも妨害したということをお聞きになりました。では、以上のことを行なったのは、財産を奪い去るためであったということ、ゼウスにかけて、そのことをお話ししたいと思います。[3] というのも実際彼は、財産のために、この者 [アカデーモス] の女きょうだい<sup>79</sup> に対しても、死に値する不正を為してきたのです。どういうことかと申

135r

<sup>74</sup> ここでは Tchernetska 2005; Tchernetska et al. 2007 の訳に従い、αὐτοῖςを「(後見人) 自らのために」と訳出したが、Thür 2008a: 131-132; id. 2008b: 660; id. 2010: 14 は「(後見人が) 自らの権限で」と解釈すべきだとする。

<sup>75</sup> 後見人は、孤児財産の賃貸借によって、その管理を第三者に任せることができた。その場合、後見人は賃貸借の収益から養育費を支払えばよく、財産管理に関わる責任追及を逃れることができた (Lys. 32. 23; Dem. 27. 58)。ただし、後見人が賃借人となることも可能であった (Isae. 6. 36-37)。孤児の父親が遺言で賃貸借を命じる場合もあり (Dem. 27. 40)、本件でもそのような遺言があった (そしてティーマンドロスがその履行を怠った) のかもしれない。ここで述べられているように、賃貸借にはアルコーンが主宰する陪審廷の承認が必要であり、賃借を希望する者が複数人いる場合には競売が行なわれた (Isae. 6. 36-37)。

<sup>76</sup> ここで法文が読み上げられたはずであるが、法文自体は写本には残っていない。本節末尾の「証言」と6節の「法」も同様。なお、本節の「法」は複数形で言及されている。

<sup>77</sup> いわゆる筆頭アルコーンのこと。アルコーンは財産相続や孤児・エピクレーロスに関わる訴訟を主宰し、孤児財産の賃貸借も管轄していた (e.g. [Arist.] *Ath. Pol.* 56. 6-7)。

<sup>78</sup> 原文は φήναντ(ος)で、おそらく孤児財産に関するファシス φάσις ὀρφανικοῦ οἴκου という手続きを指している。これについては、Dem. 38. 23; Harp. s. v. φάσις (= Lys. fr. 262 Carey) でも言及されており、後見人が孤児財産の賃貸借を怠る場合に用いられたことが分かるが、他のファシスと呼ばれる手続きとの関係性が不明確で、詳細は不明 (cf. D. M. MacDowell, 'The Athenian Procedure *Phasis*', in M. Gagarin [ed.], *Symposion 1990*, Köln, 1991, pp. 196-197; R. W. Wallace, 'Phainēin in Athenian Laws', in G. Thür & F. J. Fernández Nieto [eds.], *Symposion 1999*, Köln, 2003, p. 174)。Thür 2008a: 133-137; id. 2008b: 656-663; id. 2010: 16-17 は、ここでのファシスは、孤児財産の賃借を望む者が後見人に賃貸を強制させるための 'Anzeige' 'report' を指すに過ぎないとし、陪審廷での、①賃貸借を行なうべきか否かの裁定、②ファシスを行なった者を含め誰が賃借人となるべきかの裁定 (競売)、という2段階の手続きを想定している。この場合、ここでのファシスは、後見人を訴追し罰するための訴訟手続きではなく、単に第三者が自らに孤児財産を賃貸しさせるための手続きということになる。

<sup>79</sup> τὴν ἀδελφὴν τουτουί (sc. Ἀκαδήμου)。ギリシア語の ἀδελφός / ἀδελφή は、英語の brother / sister

しますと、これら2人の兄弟と2人の姉妹が遺されたとき、姉妹は父も母もない孤児であり<sup>80</sup>、そして全員が幼子だったのですが<sup>81</sup>——なぜなら、亡き長兄アンティフィロスは10歳ほどだったのですから——、このティーマンドロスは、彼らのうち、妹を引き離し、レームノスに連れて行って自らのもてで養育したのです<sup>82</sup>。彼女は7歳ほどであったのに。ですがこんなことは、後見人や好意ある人物は言うに及ばず、戦争で捕虜を得た者たちですらすることはないでしょう。彼らですら〔捕虜を〕できる限り家族として売るので<sup>83</sup>。〔4〕さらに、奴隷の小売商や貿易商は、利益のためなら何でも酷いこと<sup>84</sup>をやるのですが、幼子の兄弟姉妹あるいは子供らと母親を売る場合、あるいは父親と幼子らを売りに出す場合、損をしてでも安い価格で売ります<sup>85</sup>。それが正しい行いなのですから<sup>86</sup>。なぜなら、人々の間の好意は、血縁によるよりも、むしろ共住、そして

138v

と同様に、それ自体としては兄弟姉妹間の年齢の上下関係を指示しないので、日本語に訳す際に問題になる。もちろん、文脈上ここでの ἀδελφή は「姉妹のうちの若い方、妹」を指すことは明らかであるが、彼女と「この者＝アカデーモス」との年齢関係は現存部分から確定できないので、「この者の妹」とすると誤解を招く恐れがある。従って本訳では、訳出に際してアカデーモスと ἀδελφῆ の年齢関係が問題になる場合、後者を単に「女きょうだい」と訳した。

<sup>80</sup> 原文は女性双数の ὀρφαναῖν となっており、2人の姉妹のみについて語られているが、実際には兄弟もまた「父も母もない孤児」であったはずである。E. Handley *apud* Tchernetska 2005: 4 は、話者が姉妹に焦点を合わせているのは、「父も母もない」女子の方が、男子の場合よりも、聞き手の哀れみをかき立てやすかったためであると推測している。

<sup>81</sup> καταλειφθέντων γὰρ τουτωνῖ δυοῖν ἀδελφοῖν καὶ ἀδελφαῖν δυοῖν ὀρφαναῖν καὶ μητρὸς καὶ πατρὸς(ὸς) καὶ παιδαρίων πάντων ὄντων. 断片同定の根拠となった箇所。ヒュペレイデース『ティーマンドロスに対して』の一部として Suda s. v. παιδάριον (= Hyp. fr. 164 Jensen) に引用されている文 (καταλειφθέντων [prius conj. Blass: καταλλαχθέντων codd.] γὰρ τουτωνῖ δυοῖν ἀδελφοῖν καὶ δυαῖν ἀδελφαῖν ὀρφαναῖν καὶ πρὸς πατρὸς καὶ μητρὸς καὶ παιδαρίων παίδων) とほとんど一致するためである。

<sup>82</sup> 前4世紀レームノス島には、アテーナイのクレールキーアが存在したことが知られている(最近の議論として例えば K. Clinton, 'The Athenian Cleruchy on Lemnos', in A. P. Matthaiou & R. K. Pitt [eds.], *ΑΘΗΝΑΙΩΝ ΕΠΙΣΚΟΠΟΣ: Studies in Honour of Harold B. Mattingly*, Athens, 2014, pp. 327-337 を参照)。クレールキーアは一種の植民であるが、一般に入植者はアテーナイ市民権をそのまま保持したと考えられている。ただし、なぜ彼が少女だけをレームノスに連れて行ったのか、あるいはなぜ少女を連れ去ることが「財産を奪う」ことに繋がるのか、判然としない。

<sup>83</sup> つまり、家族が離ればなれにならないよう、ひとまとめにして「セットで」売ること。

<sup>84</sup> 底本の読みは ἀσελγέ[s] であるが、Jones 2008: 19-20 は ἀσεβές (不敬な) あるいは ἀναιδές (恥知らずな) といった案を提示している。

<sup>85</sup> 写本の損傷が甚だしく難読箇所となっている。「幼子の～売ります」と訳した箇所の底本の読みは、[ἀ]ν ἀδελφὰ παιδάρι(α) πωλῶσιν ἢ μητέρα καὶ παιδία ἢ πατέ(ρ)α [καὶ π]αιδά[ρ]ι(α) ἔστῳσι, ζημι[ι]ούμενοι ἐλάττονος ἀ[πο]δίδοντα[ι] であるが、Jones 2008: 19-20 は ἀν ἀδελφὰ παιδάρι(α) πωλῶσιν ἢ μητέρα καὶ παιδία, [καὶ οὗτοι εὖ ἴσθ'] ὅτι ζημιούμενοι ἐλάττονος ἀποδίδονται (幼子の兄弟姉妹あるいは母子を売る場合には、この者らでさえ、あなた方がよくご存知の通り、損をしてでも安い価格で売るので) という読みを、Luppe 2008: 5 は ἀν ἀδελφὰ παιδάρι(α) πωλῶσιν ἢ μητέρα καὶ παιδία, [κατ' οἰκίαν δηλον]ότι ζημιούμενοι ἐλάττονος ἀποδίδονται (幼子の兄弟姉妹あるいは母子を売る場合には、明らかに損をすることになっても、家族として安い価格で売るので) という読みを提案している。

<sup>86</sup> Jones 2008: 20 によれば、捕虜や奴隷の家族を売る際には、彼らが離ればなれにならないよう、特別の配慮が必要であるという言説は、この箇所以外、同時代史料に見いだせないという。ただし、Schmitz 2011 は、前415年のヘルメース柱像破壊事件で有罪となった被告人の没収財産の競売を記録した碑文 (IG I<sup>3</sup> 422. 193-197) において、奴隷の母とその2名の子供がセットで売却されて

135r

共に育てられることによって生じるからです。その証しに、父親たちは、誰かが父親たちから幼いうちに子供を連れ去ってしまい、子供たちが幼子の頃から父親たちのもとで養育されないのであれば、自らの子供を歓迎することはないでしょうし、子供たちも両親から養育されなければ彼らを歓迎することはないでしょう。[5] ティーマンドロスのせいでまさにこのような事態が生じました。姉妹は道でも神殿でも<sup>87</sup>互いを見ても分からず——なぜなら 13 年以上互いを見ていなかったのですから——、他方兄弟であるこのアカデーモスは、自らの女きょうだい〔姉妹のうちの妹〕を識別することにはなつたのですが、レームノスにやってきたときには彼女を見ても分からなかったのです。[6] ですが立法者は、孤児たちは各々別々にでも行き当たりばったりにもなく、彼らの養育にとって最善となるであろう場所で育てられなければならないと考えたのです<sup>88</sup>。では私のために法を読み上げて下さい。

法。

ティーマンドロスよ、もし彼女一人〔妹〕がお前のもとで養育されるのがよかったのであれば、何故この者たち〔兄弟姉〕もお前のもとで同じ場所で養育されるのはよくなかったというのか？あるいはこの者たち〔兄弟姉〕がよく養育されていたのであれば、何故彼女〔妹〕も兄弟と姉と同じ場所で養育されるのはよくなかったというのか？<sup>89</sup> [7] 私の思うところでは、財産への欲望が、これらすべてを法に背いて為さしめたのです。まさにその故に、貧しい状態から、ここにいるアカデーモスの後見を引き受け、今や彼から 5 タラントン以上の財産を保持しているということ、私は皆様に示したいと思えます。すなわち、まず、彼らの父親が亡くなってから最初の年にすぐにその少女を連れて 5…

#### 「アルキメデーース・パリンプセスト」及びヒュペレイデース新断片文献目録

Carey, C., M. Edwards, Z. Farkas, J. Herrman, L. Horváth, G. Mayer, T. Mészáros, P. J. Rhodes & N. Tchernetska (2008) 'Fragments of Hyperides' *Against Diondas* from the Archimedes Palimpsest', *ZPE* 165: 1-19 (addenda in Horváth 2008c).

Demont, P. (2011) 'Les nouveaux fragments d'Hypéride', *REG* 124: 21-45.

Easterling, P. (2008) '*Fata libellorum*: Hyperides and the Transmission of Attic Oratory', *AAntHung* 48: 11-17.

---

いると考えられる事例があることを指摘している。

<sup>87</sup> 底本の読みは *ἐν ἱερῶν* (ただし独訳ではなぜか *im Haus*) であるが、Demont 2011: 25 n. 15 は *ἐν οἴκῳ* (家で) という読みを提示している。

<sup>88</sup> Rubinstein 2009 は、法が孤児を同一の場所で養育しなければならないと命じているという話者の主張は、誇張・歪曲であり、実際の法文ではせいぜい「適当な場所で養育する」という点しか規定されていなかったと論じている。

<sup>89</sup> ここでの話者の議論の前提となっているのは、「4 人のうちの 1 人の養育に適した場所は、他の 3 人の養育にも適している (あるいはその逆)」ということである。しかし、前注で指摘したように、話者が直前で法文を歪曲しているのであれば、実際には「たとえ別々であっても、孤児が各々にとって適切な場所で養育される」という選択肢もあったはずである。だとすると、話者は弁論戦略上ここでそれに言及するのを避け、二者択一を迫って相手方を追いつめようとしていることになる。

- Horváth, L. (2008a) 'Note to Hyperides in Timandrum', *AAnthung* 48: 121-123.
- (2008b) 'Dating Hyperides' Against Diondas', *ZPE* 166: 27–34.
- (2008c) 'Hyperides' Against Diondas (Addenda)', *ZPE* 166: 35–36.
- (2014) *Der Neue Hypereides: Textedition, Studien und Erläuterungen*, Berlin / München / Boston.
- Janko, R. (2009) 'Some Notes on the New Hyperides (Against Diondas)', *ZPE* 170: 16.
- Jones, C. P. (2008) 'Hyperides and the Sale of Slave-Families', *ZPE* 164: 19-20.
- Luppe, W. (2008) 'Zwei Textvorschläge zu Hyperides' Rede πρὸς Τιμανδρον im neu entzifferten Palimpsest-Codex', *ZPE* 167: 5.
- Netz, R., W. Noel, N. Tchernetska & N. Wilson (eds.) (2011), *The Archimedes Palimpsest*, 2 vols., Cambridge.
- Rhodes, P. J. (2009) 'Hyperides' *Against Diondas*: Two Problems', *BICS* 52: 223-228.
- Rubinstein, L. (2009) 'Legal Arguments in Hyperides *Against Timandros*', *BICS* 52: 149-159.
- Schmitz, W. (2011) 'Der Verkauf einer Sklavenfamilie', *ZPE* 179: 54-56.
- Tchernetska, N. (2005) 'New Fragments of Hyperides from the Archimedes Palimpsest', *ZPE* 154: 1-6.
- Tchernetska, N., E. Handley, C. Austin & L. Horváth (2007) 'New Readings in the Fragment of Hyperides' "Against Timandros" from the Archimedes Palimpsest', *ZPE* 162: 1-4 (corrigendum in Carey et al. 2008: 19).
- Thür, G. (2008a) 'Zu μίσθωσις und φάσις οἴκου ὀρφανικοῦ in Hyperides, Gegen Timandros', *AAnthung* 48: 125-137.
- (2008b) 'Zur *phasis* in der neu entdeckten Rede Hyperides' gegen Timandros', *ZRG* 125: 645-663.
- (2010) 'How to Lease an Orphan's Estate in Classical Athens', *The Annals of the Faculty of Law in Belgrade: Belgrade Law Review* 58-3: 7-19.
- Ucciardello, G. (2009) 'Hyperides in the Archimedes Palimpsest: Palaeography and Textual Transmission', *BICS* 52: 229-252.
- Whitehead, D. (2009) 'Hyperides' *Timandros*: Observations and Suggestions', *BICS* 52: 135-148.
- ネッツ、R・W・ノエル（吉田晋治監訳）（2008）『解説！アルキメデス写本——羊皮紙から甦った天才数学者』光文社（R. Netz & W. Noel, *The Archimedes Codex: How a Medieval Prayer Book is Revealing the True Genius of Antiquity's Greatest Scientist*, London, 2007）。